

兵庫県公報

平成20年 3月21日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目 次

規 則	ページ
兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則（港湾課）.....	1

公布された法令のあらまし

- 兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則（規則第9号）
姫路港に設置している小型船舶係留施設の管理を指定管理者に行わせることに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第9号

兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県港湾施設管理条例施行規則（昭和36年兵庫県規則第49号）の一部を次のように改正する。
別表第5 東播磨港小型船舶係留施設の項の次に次のように加える。

姫路港網干沖小型船舶係留施設

姫路市網干区網干浜

附 則

この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。